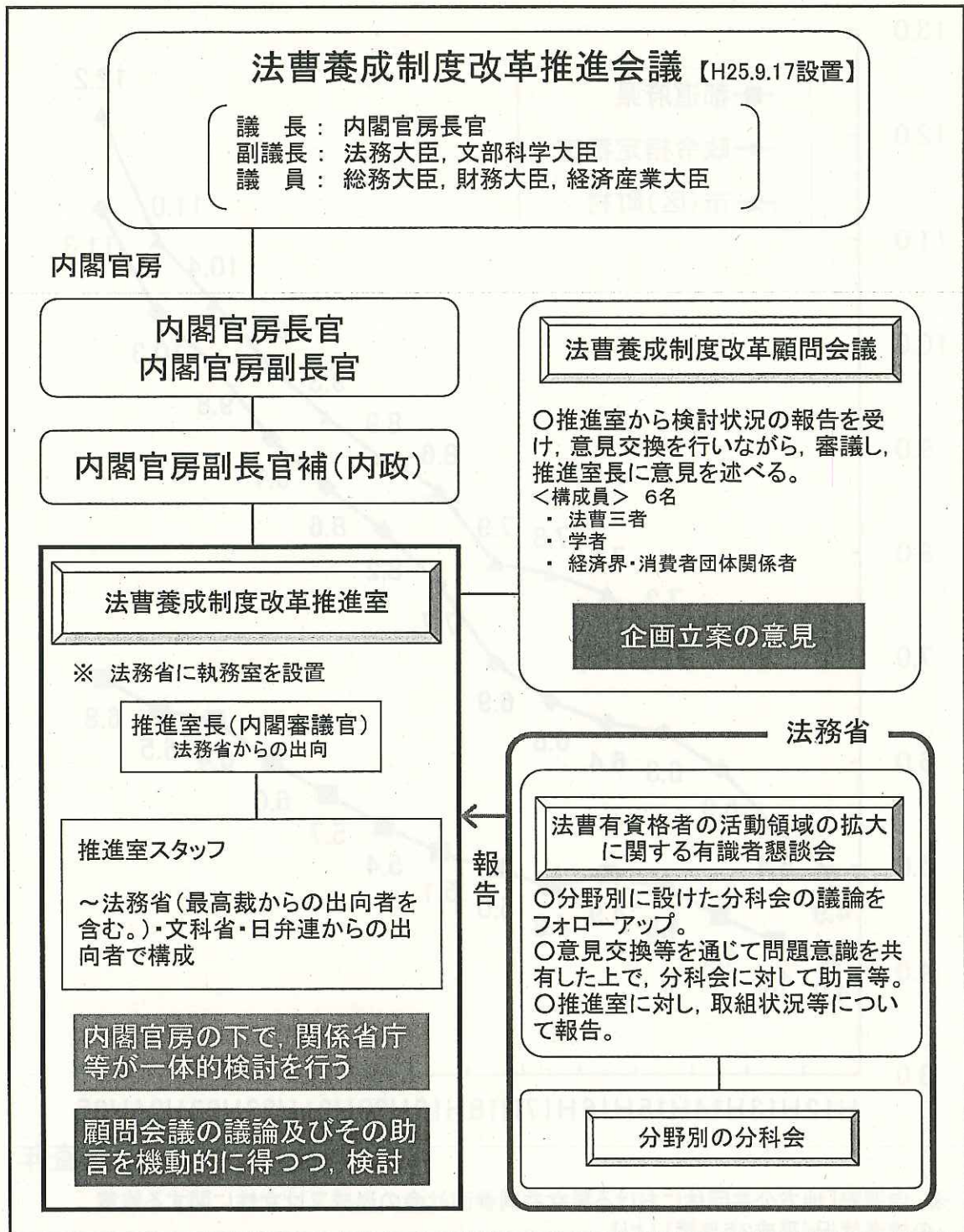
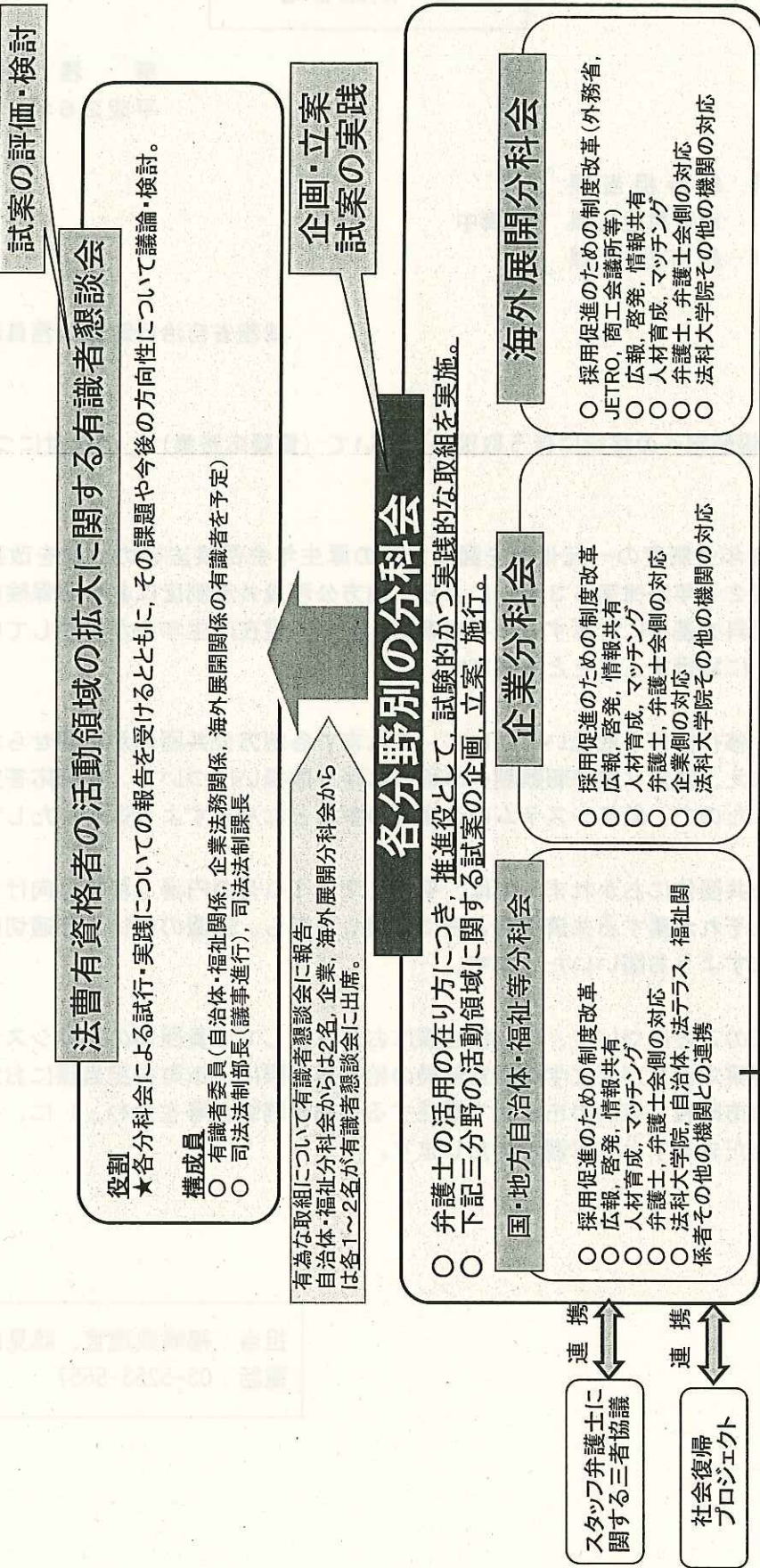


法曹養成制度改革の検討体制



法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会(イメージ)



法務省HP:「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会」

URL: http://www.moj.go.jp/house/shihouseido/housei10_00046.html

写・別添省略

事務連絡
平成26年4月11日

各都道府県 給与担当課 }
市町村担当課 } 御中
各指定都市 給与担当課 }

総務省自治行政局公務員部福利課

「標準報酬制への移行に伴う取扱いについて（質疑応答集）」の送付について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）により、地方公務員共済制度における保険料の算定基礎が、給料を基準に計算する「手当率制」から、現在厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行することとなります。

この度、移行に伴う取扱いについて、これまで各地方公共団体から寄せられたご質問等を踏まえ、別添「標準報酬制への移行に伴う取扱いについて（質疑応答集）」を作成しましたので、給与システムの改修等の参考となりますよう送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、平成27年10月の円滑な移行に向けて、引き続き、それぞれが属する共済組合と密に相談しながら、遺漏の無いよう適切にご対応いただきますようお願いいたします。

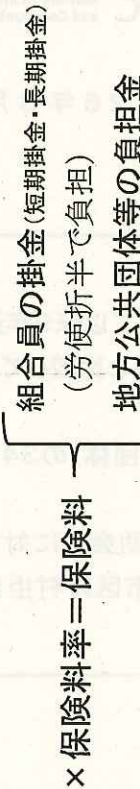
なお、このことについて、給与担当課におかれましては貴団体の給与システム担当課並びに警察本部及び公立学校担当部局の給与担当課に、市町村担当課におかれましては管内の市町村（管内の市町村で構成する一部事務組合等を含む。）に、それぞれご連絡いただきますようお願いいたします。

担当：福嶋数理官、鶴見係長
電話：03-5253-5557

標準報酬制のイメージ

(参考)
H26.1.24 全国都道府県財政課長・
市町村担当課長合同会議配布資料

現行：手当率制



改正後：標準報酬制(施行：平成27年10月1日)

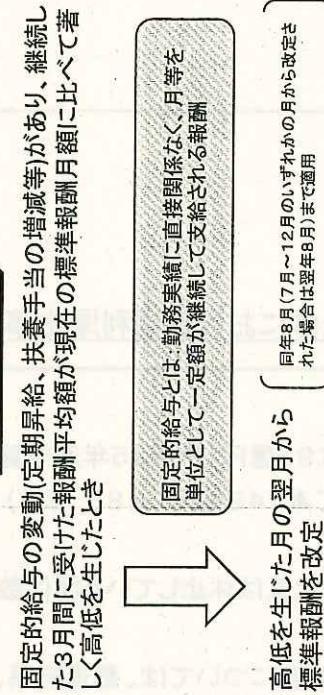
資格取得時決定



定時決定

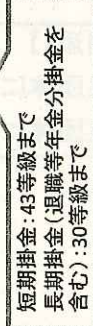


随時改定

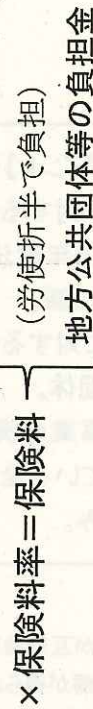


※ 施行日から平成28年8月31日までの間における標準報酬月額については、平成27年6月の報酬の額に基づき決定される。
※ 上記のほか、「育児休業等終了時改定」「産前産後休業終了時改定」がある。

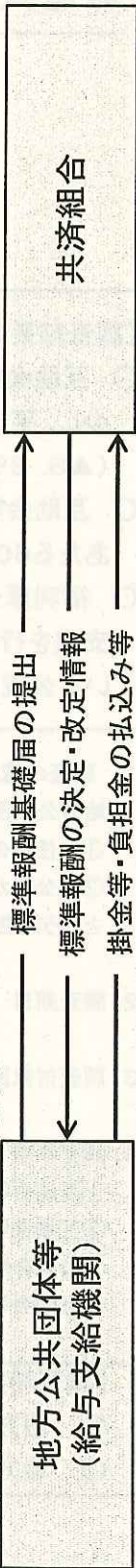
【等級表】に当てはめる



標準報酬月額



<地方公共団体等と共済組合とのやりとり>



平成26年3月25日

地方公共団体における福利厚生事業の状況概要

【調査結果のポイント】

- 互助会等に対する公費支出額は93億円(平成25年度予算)で、調査を開始して以来9年連続で減少し、平成16年度決算と比較して▲748億円(▲88.9%)、平成24年度予算と比較して▲9億円(▲8.8%)の減。
- 互助会等に対する公費支出を廃止又は休止している団体数は、全体(1,789団体)の34.0%にあたる608団体。
- 福利厚生事業の実施状況等の公表については、都道府県、指定都市では互助会等に対する公費支出を行っている全団体で公表済み。市区町村分については、全都道府県の市区町村担当課において公表済み。

1. 調査の趣旨

地方公共団体が互助会等を通じて実施する福利厚生事業について、

- ① 住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施されているか
 - ② 公費が支出されている福利厚生事業の実施状況等が公表されているか
- という観点から行った調査です。

2. 調査期日 平成25年4月1日現在

3. 調査対象団体 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)、市区町村(1,722団体)

4. 調査事項

- ①互助会等に対する公費支出額
- ②互助会等に対する公費支出の見直し状況
- ③公費を伴う個人給付事業の実施状況
- ④互助会等が行う福利厚生事業等の公表状況

【調査結果(別添)】

- 地方公共団体における福利厚生事業の状況について
- 地方公共団体における福利厚生事業の状況について(参考資料)

【連絡先】自治行政局公務員部福利課

担当：真山企画官、原係長、山川事務官

電話：03-5253-5558

FAX：03-5253-5561

地方公共団体における福利厚生事業の状況について

平成26年3月25日

総務省自治行政局公務員部福利課

1 互助会等に対する公費支出額

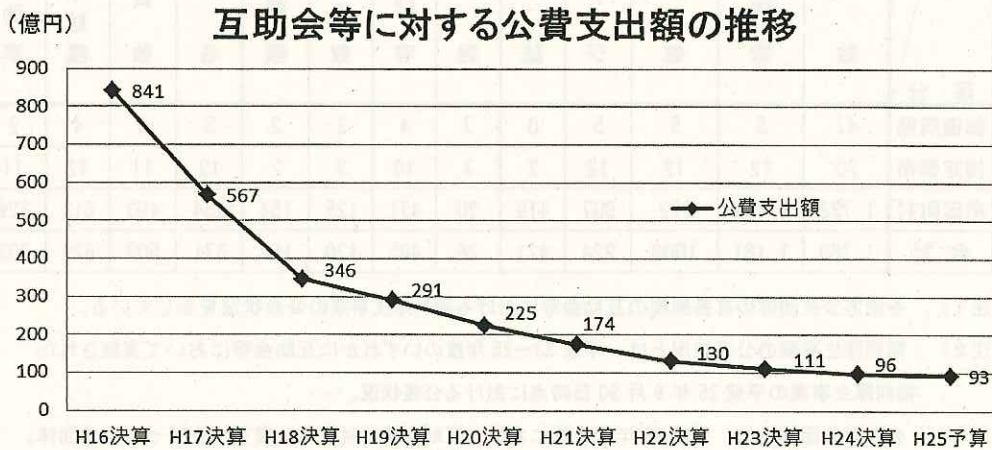
個人給付事業の廃止など、各種の福利厚生事業の見直しが行われた結果、互助会等に対する公費支出は、下記表のとおり削減されています。

(単位：億円、%)

	16年度 (決算) A	24年度 (予算) a	25年度 (予算) b	24年度→25年度 (予算) (予算)		16年度→25年度 (決算) (予算)	
				削減額 c=(b-a)	削減率 c/a	削減額 C=(b-A)	削減率 C/A
合 計	841	102	93	▲ 9	▲ 8.8%	▲ 748	▲ 88.9%
都道府県	311	11	8	▲ 3	▲ 27.3%	▲ 303	▲ 97.4%
指定都市	174	14	12	▲ 2	▲ 14.3%	▲ 162	▲ 93.1%
市区町村(指定都市を除く)	356	77	73	▲ 4	▲ 5.2%	▲ 283	▲ 79.5%

注) 互助会等に対する公費支出には、首長部局、教育委員会、公安委員会（県警本部）及び公営企業からの補助金・委託金等の支出を含む。また、市区町村には一部事務組合、広域連合を含む。

(参考)



2 互助会等に対する公費支出の見直し状況（団体数）

	団体数	25年度までに互助会等に対する公費支出を見直した団体数	25年度時点において公費支出を廃止又は休止している団体
合 計	1,789	1,777(対前年度比+2)	608(対前年度比+9)
都道府県	47	47(対前年度比+0)	42(対前年度比+1)
指定都市	20	20(対前年度比+0)	8(対前年度比+0)
市区町村(指定都市を除く)	1,722	1,710(対前年度比+2)	558(対前年度比+8)

注1) 各地方公共団体の首長部局における互助会等に対する公費支出の見直し状況を示している。

注2) 市区町村の見直した団体数は、平成17～25年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体。

3 互助会等が行う福利厚生事業の公表状況（団体数）

区分	団体数	公表対象団体数	公表団体数	媒体			公表内容						
				ホームページ	広報誌	公報	個別事業内容	個別事業実施件数	個別事業実績額	互助会名	互助会会員数	互助会公費補助等総額	互助会公費補助率
都道府県	47	5	5	5	0	3	4	2	2	5	5	4	2
指定都市	20	12	12	12	2	3	10	3	2	12	11	12	11
市区町村	1,722	1,164	992	907	419	20	471	125	154	854	493	613	326
合 計	1,789	1,181	1009	924	421	26	485	130	158	871	509	629	339

注1) 各地方公共団体の首長部局の互助会等における福利厚生事業の公表状況を示している。

注2) 福利厚生事業の公表状況とは、平成23～25年度のいずれかに互助会等において実施された福利厚生事業の平成25年9月30日時点における公表状況。

注3) 公表対象団体とは、平成25年度予算において互助会等に対する公費支出を行っている団体。

注4) 公表団体とは、公表対象団体のうち互助会等が行う福利厚生事業の実施状況等を公表している団体。

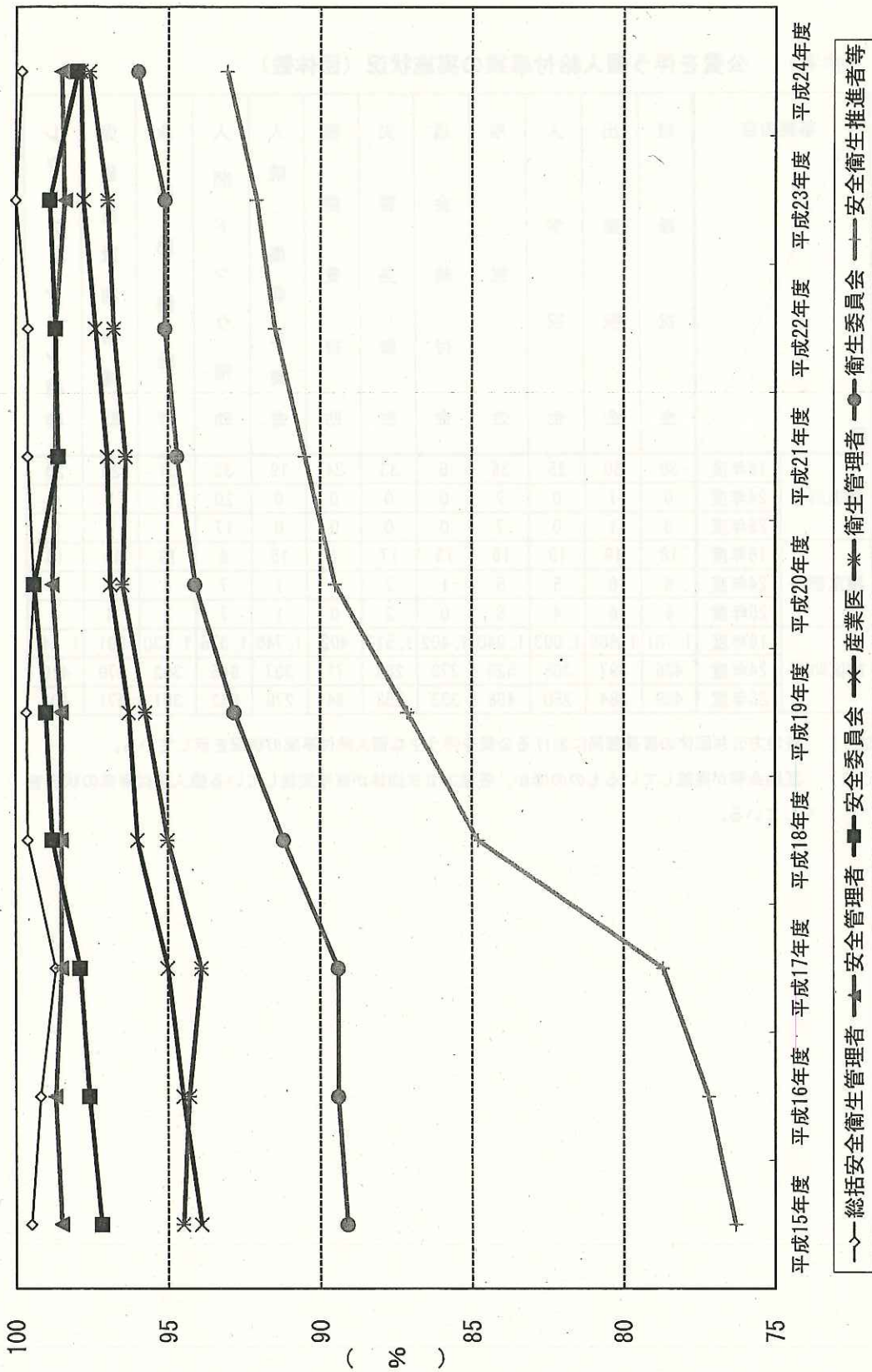
(参考) 公費を伴う個人給付事業の実施状況(団体数)

事業内容	結	出	入	弔	退	災	医	入	人	永	保	レ	
	婚	産	学	慰	会	害	療	院	間	年	養	ク	
区	祝	祝	祝	付	給	見	費	・	ド	勤	施	リ	
分	金	金	金	金	金	舞	補	傷	ック	続	設	エ	
						金	助	病	ク	給	利	ー	
								見	補	付	用	シ	
								舞	助		補	ョ	
								金			助	ン	
												補	
												助	
都道府県	16年度	30	30	25	36	6	33	24	19	33	31	20	20
	24年度	0	1	0	7	0	0	0	0	20	2	1	0
	25年度	0	1	0	7	0	0	0	0	17	1	1	0
指定都市	16年度	18	19	19	19	13	17	1	15	6	19	11	14
	24年度	6	6	5	5	1	2	0	1	7	4	4	5
	25年度	6	6	4	5	0	2	0	1	7	2	4	4
市区町村	16年度	1,781	1,666	1,093	1,940	1,402	1,513	402	1,746	1,376	1,330	991	1,241
	24年度	426	397	308	529	379	284	71	307	945	392	479	410
	25年度	409	384	250	498	333	253	64	278	942	301	471	401

注1) 各地方公共団体の首長部局における公費を伴う主な個人給付事業の状況を示している。

注2) 互助会等が実施しているもののほか、各地方公共団体が直接実施している個人給付事業の状況を示している。

○ 安全衛生管理体制の整備状況の推移



○ 安全衛生管理体制の整備状況(団体区分別)

平成25年3月31日現在

	総括安全衛生管理者		安全衛生管理		衛生管理		安全衛生推進者		等			
	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所		
都道府県	204	203	99.5	426	422	99.1	6,275	6,185	98.6	4,871	4,864	99.9
指定都市	150	150	100.0	394	392	99.5	1,329	1,303	98.0	6,575	6,532	99.3
市区	170	170	100.0	466	453	97.2	2,874	2,777	96.6	28,854	26,907	93.3
町村	0	0	-	1	1	100.0	927	874	94.3	6,354	5,124	80.6
一部事務組合	4	4	100.0	47	46	97.9	427	410	96.0	2,138	1,982	92.7
合計	528 (533)	527 (533)	99.8 (100.0)	1,334 (1,350)	1,314 (1,329)	98.5 (98.4)	11,832 (11,792)	11,549 (11,440)	97.6 (97.0)	48,792 (49,214)	45,409 (45,327)	93.1 (92.1)

	産業		医安		安全委員		衛生委員		会	
	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所	選任する事業所	選任している事業所
都道府県	6,275	6,259	99.7	374	372	99.5	6,275	6,222	99.2	99.2
指定都市	1,329	1,322	99.5	285	279	97.9	1,329	1,291	97.1	97.1
市区	2,874	2,781	96.8	309	297	96.1	2,874	2,677	93.1	93.1
町村	927	812	87.6	1	1	100.0	927	772	83.3	83.3
一部事務組合	427	409	95.8	30	30	100.0	427	396	92.7	92.7
合計	11,832 (11,792)	11,583 (11,534)	97.9 (97.8)	999 (1,021)	979 (1,010)	98.0 (98.9)	11,832 (11,792)	11,358 (11,215)	96.0 (95.1)	96.0 (95.1)

○ 安全衛生管理体制の整備状況(部局別)

平成25年3月31日現在

	総括安全衛生管理者			安全衛生管理			衛生管理			安全衛生推進者等		
	選任する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任する事業所	選任している事業所	選任率(%)
知事及び市長	328	328	100.0	715	706	98.7	4,149	4,037	97.3	13,878	13,044	94.0
教育委員会	14	14	100.0	139	129	92.8	4,409	4,342	98.5	30,640	28,323	92.4
警察	19	19	100.0	0	0	-	1,332	1,271	95.4	325	324	99.7
消防	1	1	100.0	2	2	100.0	824	803	97.5	2,562	2,438	95.2
公営企業	166	165	99.4	478	477	99.8	1,118	1,096	98.0	1,387	1,280	92.3
合計	528 (533)	527 (533)	99.8 (100.0)	1,334 (1,350)	1,314 (1,329)	98.5 (98.4)	11,832 (11,792)	11,549 (11,440)	97.6 (97.0)	48,792 (49,214)	45,409 (45,327)	93.1 (92.1)
	産業界			医安委			衛生委			員会		
	選任する事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置する事業所	設置している事業所	設置率(%)	設置する事業所	設置している事業所	設置率(%)	設置する事業所	設置している事業所	設置率(%)
知事及び市長	4,149	3,991	96.2	687	675	98.3	4,149	3,891	93.8			
教育委員会	4,409	4,349	98.6	57	52	91.2	4,409	4,284	97.2			
警察	1,332	1,329	99.8	0	0	-	1,332	1,315	98.7			
消防	824	805	97.7	2	2	100.0	824	777	94.3			
公営企業	1,118	1,109	99.2	253	250	98.8	1,118	1,091	97.6			
合計	11,832 (11,792)	11,583 (11,534)	97.9 (97.8)	999 (1,021)	979 (1,010)	98.0 (98.9)	11,832 (11,792)	11,358 (11,215)	96.0 (95.1)			

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労働事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設【前回提出法案(※)から修正予定】

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者に義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進【前回提出法案(※)から修正予定】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ポイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
【前回提出法案(※)と同様の内容】

施行期日：公布の日から起算して、それぞれ6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日(予定)

※ 第179回国会にメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策などを内容とする労働安全衛生法の一部を改正する法律案を提出し、第181回国会で衆議院の解散により審議されず廃案となった。 1

地方公務員災害補償基金によるメンタルヘルス総合対策事業

事業の目的

○東日本大震災の被災地域の職員及び被災地域に派遣された職員における公務災害の未然防止

対象団体

○岩手県、宮城県、福島県及び当該県内の市町村、一部事務組合等
○上記の地方公共団体等に職員を派遣した団体

実施機関

○地方公務員災害補償基金

事業メニュー（平成26年度）

(1) 重点支援プラン

・以下①から④を25年度からセットで同事業者が3年間フルサポート

・事業内容

- ①ストレスチェック・カウンセリング事業
- ②メンタルヘルスセミナー事業
- ③職員の心の健康回復事業
- ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業

(2) 通常支援プラン

・以下①から④の事業メニューを必要に応じて選択して実施可能

・事業内容

- ①ストレスチェック・カウンセリング事業
- ②メンタルヘルスセミナー事業
- ③職員の心の健康回復事業
- ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業

(3) 自主的实施事業への援助

・地方公共団体等の工夫を活かした自主事業に対する資金援助
(県・1000万円、政令市・300万円、市町村・200万円)

(4) 管理職・人事管理担当者向け宿泊研修

・1泊2日の宿泊研修を盛岡市、仙台市、福島市で実施